

**令和7年度
都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進支援事業
〔 Q & A 〕**

Q 1 : コーディネーターに必要な要件や資格等がありますか。また、都道府県、市区町村（以下、採択団体という。）とコーディネーターの間では契約等の手続きが必要ですか。

A 1 : コーディネーターは、地域内外の人材を問いませんし、採択団体内に住所を移す必要もありません。必須の資格等を求めませんが、自然体験活動指導者養成講習会の受講者など体験活動に精通した方や、旅行業務に精通された方などが望ましいと考えます。

また、採択団体がコーディネーターの委嘱等を行い、採択団体の定める報酬等や旅費基準の適用を想定しています。

Q 2 : 農山漁村交流の内容は、どのような活動を考えていますか。

A 2 : 農山漁村での自然体験や農林漁業体験、地域住民との触れ合いを含む宿泊体験活動です。宿泊施設は、農林漁家への宿泊のほか、民宿、施設等も対象になります。

Q 3 : 学校教育以外の農山漁村交流体験活動（社会教育活動）とは、どのような活動ですか。

A 3 : 「社会教育活動」は、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」（社会教育法第2条）とされており、ここでは、学校における教育活動として行われるもの以外の「Q 2」の活動で、採択団体が主体となって実施するものを想定しています。

例 1） A市首長部局が、B町への農山漁村交流体験活動の参加者について、市内の子供を対象に公募し、学校教育活動とは別に実施

例 2） C町教育委員会生涯学習担当部局が、町内の小学〇年生を対象に、D村への農山漁村交流体験活動を学校教育活動とは別に実施

Q 4 : 委託費の支払いはどうなりますか。いつから発生する経費が対象経費となりますか。

A 4 : 事業費の支払いは精算払いとなります。事業実施後、実績報告書等を提出いただいた後、額を確定し、精算払い請求書を提出いただいた後、総務省から指定口座に振り込みますので、歳入・歳出とも予算措置が必要となります。

対象経費は、「令和7年度都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業応募要領」の「7 委託費 (2) 委託費の内容」及び「別添 対象経費」に示した経費のうち、総務省と採択団体との間で締結する委託契約の締結日以降に支出負担行為した経費で、委託期間内に終了(支払)したものです。

Q 5 : 採択団体が事業をNPO法人等に委託することは可能ですか。

A 5 : 本事業の実施に当たっては、総務省と採択団体において委託契約を締結します。契約締結した事業の一部をNPO法人等に再委託することは可能ですが、全ての事業の再委託(全部委託)はできません。また、一部再委託する場合は、総務省の委託契約書の様式による履行体制届、再委託報告書等の提出を、委託契約締結時等に求めることがあります。

Q 6 : 本事業の企画提案書は、送り側と受入側全く同じで良いのでしょうか。また、経費計画書は、2団体で同じものを計上するのですか。

A 6 : 企画提案書については、同一の事業を連携して行うため、項目によっては似ている内容となることはありますが、送り側・受入側のそれぞれで体制、課題、目標等は同じものにはなりません。

経費計画書については、それぞれが支出(負担)する経費について、それぞれ計上してください。